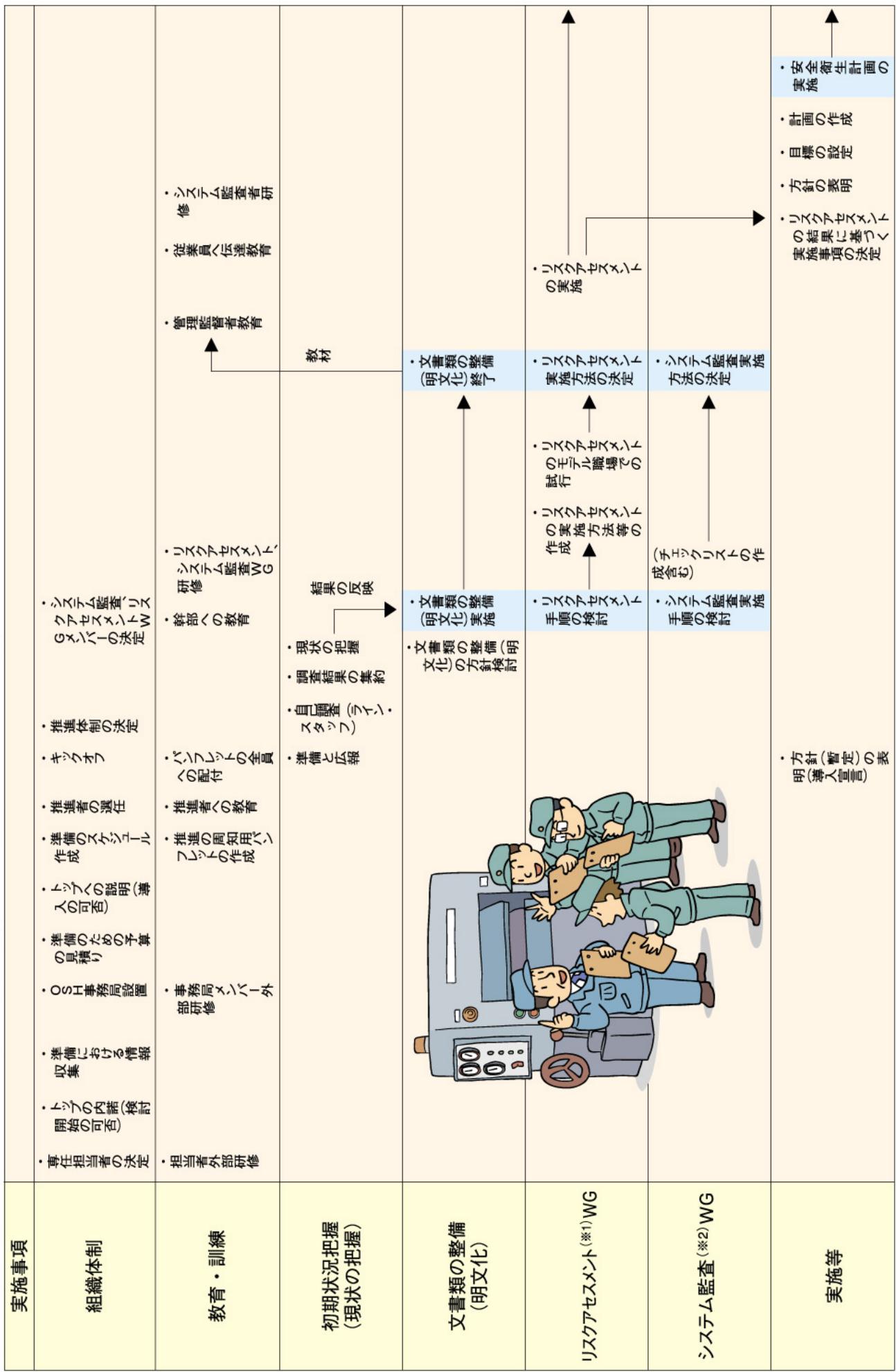


図3 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に基づく構築のスケジュール(例)



(※1) リスクアセスメントについては、法に定める必要のある時期にも別途実施します。  
(※2) システム監査に関する準備は、システムの実施開始後に準じることでよいと考へます。